

保護者の皆様へ

本日、高校教育課長より県立高等学校等における6月19日以降の対応について発表がありましたのでお知らせいたします。

芸術緑丘高等学校

県立高等学校等における6月19日以降の対応について（通知）

5月25日をもって全ての都道府県で緊急事態宣言が解除される中、県内においても皆さんのご協力のおかげで、4月22日以降57日間連続して新規感染者は発生していません。

県立高等学校及び大分豊府中学校においては、6月1日から、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課発出の事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～について」（以下、「国のマニュアル」とする。）に則り、感染防止対策を講じつつ、通常の学校運営としたところです。

6月18日開催の、大分県新型コロナウイルス感染症対策本部での決定事項を受け、6月19日以降の対応について下記のとおりとします。

なお、国の動向及び今後の県内での感染状況の変化に応じ、学校の教育活動の在り方については、変更となる場合があることを申し添えます。

記

- 1 県立高等学校及び大分豊府中学校については、国のマニュアルに基づき、可能な限り感染症対策を講じた上で、通常の学校運営を継続する。
なお、登校時の公共交通機関による通学をサポートする大型バスの運行は、県内の発生状況に大きな変化がなければ、7月3日をもって終了する。
- 2 教育活動の実施に当たっては、国のマニュアルに則り、3つの密が重なることを徹底的に避け、登下校時を含むマスクの着用、手指消毒、毎日の検温、熱中症に備え冷房を稼働させる中での常時換気や教室等の消毒など、引き続き万全の感染防止対策を講じる。
なお、十分な身体的距離が確保できる場合や熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合などでは、マスクを着用する必要はない。（令和2年6月17日付け教委体第827号体育保健課通知参照）
- 3 体育的行事・文化的行事を含む学校行事については、3つの密が重ならないよう十分配慮した上で、学校の実情に応じて、実施する。
- 4 宿泊を伴う学校行事については、中止が困難なものは、3つの密が重ならないよう十分配慮した上で実施する。
なお、修学旅行については、県内及び訪問先の感染状況を慎重に見極め、旅行業者等と連携し、適切な時期・内容等を検討するとともに、万全の感染防止対策を講じる。
- 5 生徒又は教職員の感染が確認された場合、保護者等から学校に速やかに連絡が入るよう周知する。
また、発熱等の風邪症状がある場合には、症状がなくなるまで自宅で休養するように指導する。（この場合は、指導要録上、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。）
- 6 生徒の健康状態などを引き続き観察・把握し、健康相談等の実施や、SCやSSW等の専門スタッフも活用した適切な支援を行う。